

北関東防衛局達第14号

改正 平成24年 3月30日北関東防衛局達第 1号

改正 平成27年10月 1日北関東防衛局達第 7号

改正 平成28年 5月24日北関東防衛局達第 2号

改正 令和 2年 3月31日北関東防衛局達第 1号

北関東防衛局における優秀工事等顕彰制度に関する達を次のように定める。

平成21年4月22日

北関東防衛局長 鎌田 昭良

北関東防衛局における優秀工事等顕彰制度に関する達

(目的)

第1条 北関東防衛局が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に定める建設工事をいう。）及び業務（建設工事に付随する測量等の調査、設計及び監理その他の事業をいう。）に関し、その目的物の出来形又は品質の優れているものであって、他の模範とするにふさわしい又は調達業務の円滑な遂行に協力若しくは援助があ

り、その功績が認められるもの（以下「他の模範等」という。）を優秀工事等として選定し、顕彰することにより、入札参加者の受注意欲を高め、建設工事及び工事目的物の品質確保を図る等、施設取得の円滑な推進に資することを目的とする。

（優秀工事等）

第2条 優秀工事等は、次の各号に掲げるものとし、その意義はそれぞれ当該各号によるものとする。

（1）優秀工事

工事目的物の品質及び出来形が優れており、他の模範等となる工事をいう。

（2）優秀工事技術者

工事に関する技術に優れ、熱意があり、他の模範等となる現場代理人又は主任（監理）技術者をいう。

（3）優秀業務

建設コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務等において、実施状況及び成果物が優れており、他の模範等となる業務をいう。

（4）優秀業務技術者

建設コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務等において、業務に関する技術に優れ、熱意があり、他の模範等となる管理技術者又は担当技術者をいう。

(優秀工事選定基準)

第3条 優秀工事は、次の各号の要件を満たすものであって、他の模範等となるものを第2項の選定対象工事の中から選定する。

- (1) 当該工事の、工事成績評定要領について（防整技第7160号。28.3.31。次条第2号において「工事成績評定要領」という。）に基づく工事成績評定点が原則として80点以上であること。
- (2) 選定対象受注者が、前年度の顕彰の決定の日以降に建設業法による営業停止命令を受けていないこと、及び当局より口頭注意以上の措置（指名停止、文書注意及び口頭注意をいう。以下同じ）を受けていないこと。
- (3) 選定対象受注者が、当該工事の契約期間中に当局から口頭注意以上の措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けていないこと。

2 選定対象工事は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 困難な条件下にもかかわらず、工程管理や安全管理に優れ、工期内に工事目的物を完成させたもの

(2) 工事の実施に当たって、発注者及び要求機関のニーズを的確に反映したもの

(3) 新技術を取り入れ、品質向上に寄与する等先進的な姿勢が伺えるもの

(4) 調達業務の円滑な遂行への協力又は援助があり、その功績が認められるもの

(5) 地域に根ざし当該地域住民から信頼を置かれていること又は地域に精通していることにより円滑かつ良質な施工を行ったと認められるもの

(優秀工事技術者選定基準)

第4条 優秀工事技術者は、次の各号の要件を満たすものであって、当該工事に関する技術に優れ、熱意があり、他の模範等となるものを選定する。

(1) 優秀工事として顕彰された工事の現場代理人又は主任（監

理) 技術者であること

- (2) 工事成績評点要領に基づく工事成績採点表に係る考査項目の配置技術者の評価が a であること。

(優秀業務選定基準)

第5条 優秀業務は、次の各号の要件を満たすものであって、他の模範等となるものを第2項の選定対象業務の中から選定する。

- (1) 当該業務の、技術業務委託における受注者の業務成績評定について（防整技第7185号。28.3.31）に基づく業務成績評定点が原則として80点以上であること。
- (2) 選定対象受注者が、前年度の顕彰の決定の日以降に建設業法による営業停止命令を受けていないこと、及び当局より口頭注意以上の措置を受けていないこと。
- (3) 選定対象受注者が、当該業務の契約期間中に当局から口頭注意以上の措置を受けていないこと。

2 選定対象業務は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 困難な条件下にもかかわらず、実施状況及び成果物の内容が優れ、工期内に成果物を完了させたもの
- (2) 業務の遂行にあたって、発注者及び要求機関のニーズを的確に反映し、優れた成果をあげたもの
- (3) 新技術を取り入れ、業務目的物の品質の向上に寄与するなど先進的な姿勢が伺えるもの
- (4) 調達業務の円滑な遂行への協力又は援助があり、その功績が認められるもの
- (5) 地域に根ざし当該地域住民から信頼を置かれていること又は地域に精通していることにより円滑かつ良質な業務を行ったと認められるもの

(優秀業務技術者選定基準)

第6条 優秀業務技術者は、次の各号の要件を満たすものであって、当該業務に関する技術に優れ、熱意があり、他の模範等となるものを選定する。

- (1) 原則として、優秀業務として顕彰された業務を統括及び管理した管理技術者であること。ただし、専任の程度等を勘案し、担当技術者とすることが妥当と判断される場合は、

当該業務の担当技術者とすることができる。

(優秀工事等の推薦)

第7条 調達部の各課長は、前年度に完成した建設工事及び完了した業務に関し、工事監督官、工事検査官等の意見を踏まえ、優秀工事等の選定候補を、別記第1号様式から別記第4号様式により毎年4月30日までに調達部長に推薦するものとする。

2 第3条から第6条の規定は、前項の推薦を行う場合において準用する。

(優秀工事等選定委員会の設置等)

第8条 優秀工事等を選定する目的として、北関東防衛局に優秀工事等選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の構成は、次のとおりとする。

(1) 委員長 調達部長

(2) 委員 調達部次長、調達部の各課長及び総括建設監督官

3 委員長は、委員会を招集し、これを主宰する。

4 委員会は、委員の2 / 3以上の出席で開催され、委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に参加させ、意見を聞くことができる。

5 委員会の庶務は、調達部調達計画課において行うものとする。

(優秀工事等の選定及び報告)

第9条 委員会は、調達部長に推薦された優秀工事等の候補について、第3条から第6条の選定基準に基づき審査を行う。

2 委員長は前項の審査の結果に基づき、優秀工事等を選定し、別記第5号様式により局長に報告するものとする。

(顕彰の方法)

第10条 前条の規定により選定された優秀工事等に対し、調達部長が顕彰状を授与する。ただし、選定された受注者が、顕彰の決定の日から顕彰状の授与の日までの間に、建設業法による営業停止命令又は当局から口頭注意以上の措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合は、当該受注者に対する顕彰の決定を取り消すものとする。

- 2 顕彰状の授与は、原則として毎年7月1日とする。ただし、
調達部長が特に認めた場合は、この限りではない。
- 3 顕彰状に添えて副賞を授与することができる。

(感謝状の贈与)

第11条 この達により顕彰された優秀工事等若しくは当局に協力し、又は当局に援助し、その功績が著しい認められる建設工事及び業務については、北関東防衛局における表彰等に関する達（平成19年北関東防衛局達第19号）等に基づく感謝状の贈与の対象として、局長に上申するものとする。

(委任規定)

第12条 この達の実施に関し必要な細部要領は、調達部長が定める。

附 則

この達は、平成21年4月22日から施行する。

附 則（平成24年3月30日北関東防衛局達第1号）

この達は、平成24年3月30日から施行する。

附 則（平成 27 年 10 月 1 日北関東防衛局達第 7 号）

この達は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 5 月 24 日北関東防衛局達第 2 号）

この達は、平成 28 年 5 月 24 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日北関東防衛局達第 1 号）

この達は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別記第1号様式（第3条関係）

平成 年度完成 優秀工事				項目番号	優 秀 工 事 一		
受注者	住所：			工 期 (最 終)			
	会社名：						
	代表者氏名：			請負代金額 (最終、単位円)			
工事名				工事場所			
第3条関係							
第1項 第1号	第1項 第2号	第2項 第1号	第2項 第2号	第2項 第3号	第2項 第4号	第2項 第5号	
点							
工事内容							
選定理由							
工事写真							

- 【注意】
- 1 第3条第1項第1号欄には、工事成績評定点を記入すること。
 - 2 第3条第1項第2号欄には、同条項に規定する営業停止命令や口頭注意以上の措置を受けていない場合について○印を付すこと。
 - 3 第3条第2項第1号欄から同条項第5号欄には、それぞれ同条項の規定に該当する場合について○印を付すこと。

別記第2号様式（第4条関係）

平成 年度完成 優秀工事技術者		項目番号	優秀工事技術者 ー
受注者	住所： 会社名： 代表者氏名：	工期 (最終)	
技術者	技術者の種別： 氏名：	請負代金額 (最終:単位円)	
工事名		工事場所	
第4条関係			
第1項第1号		第1項第2号	第1項第3号
工事内容			
選定理由			

- 【注意】 1 第4条第1項第1号欄から同条項第2号欄には、それぞれ同条項の規定に該当する場合について○印を付すこと。
- 2 第4条第1項第3号欄には、同条項に規定する口頭注意以上の措置を受けていない場合について○印を付すこと。

別記第3号様式（第5条関係）

平成 年度完了 優秀業務		項目番号	優 秀 業 務 一				
受注者	住所：	委託期間 (最終)					
	会社名：						
	代表者氏名：	業務委託料 (最終、単位円)					
業務の名称		業務場所					
第5条関係							
第1項 第1号	第1項 第2号	第2項 第1号	第2項 第2号	第2項 第3号	第2項 第4号	第2項 第5号	
点							
業務内容							
選定理由							
業務写真							

- 【注意】
- 1 第5条第1項第1号欄には、業務成績評定点を記入すること。
 - 2 第5条第1項第2号欄には、同条項に規定する営業停止命令や口頭注意以上の措置を受けていない場合について○印を付すこと。
 - 3 第5条第2項第1号欄から同条項第5号欄には、それぞれ同条項の規定に該当する場合について○印を付すこと。

別記第4号様式（第6条関係）

平成 年度完了 優秀業務技術者		項目番号	優秀業務技術者 ー
受注者	住所： 会社名： 代表者氏名：	委託期間 (最終)	
技術者	技術者の種別： 氏名：	業務委託料 (最終:単位円)	
業務の名称		業務場所	
第6条関係			
第1項第1号		第1項第2号	
業務内容			
選定理由			

- 【注意】
- 1 第6条第1項第1号欄には、同条項の規定に該当する場合について○印を付すこと。
 - 2 第6条第1項第2号欄には、同条項に規定する口頭注意以上の措置を受けていない場合について○印を付すこと。

優秀工事等顕彰候補選定結果報告書

番号	優秀工事等項目	優秀工事等名	受注者（会社名等）	備考

- 【注意】
- 1 優秀工事等項目欄には、優秀工事、優秀工事技術者、優秀業務又は優秀業務技術者の別を記入する。
 - 2 優秀工事等名欄には、優秀工事名又は優秀業務名及び優秀工事技術者名又は優秀業務技術者名を記入する。
 - 3 備考欄には、別記第1号様式から別記第4号様式の項目番号を記入する。